

福祉局地域福祉課における勤務時間割振り変更について

1 導入趣旨

地域福祉課奨学金債権管理担当では、大学奨学金返還金の債権回収事務を担当しており、債務者との納付交渉等を行うことが頻繁にある。

債務者は一般の企業等に勤務するサラリーマン等も多数存在することから、平日の昼間は会うことができず、当該債務者の業務終了後に会って、納付交渉等を行うことがしばしば発生する。

現状、超過勤務で対応しているが、事前に債務者と日程調整しているため、時間外に会って交渉することは予め把握することが可能であり、交渉に要する時間も実績に基づき想定できることから、勤務時間の割振り変更によって対応することが可能である。

については、時間外に納付交渉等の予定があり、かつ当日の午前中の業務が無い場合に勤務時間の割振り変更を導入してまいりたい。なお、債権管理対象者数は年々減少しているものの、現時点での債権管理対象者が約3,200人（H22.5月条例制定時は5,000人）おり、その中で納付交渉が必要となる対象者も発生することから、ここ数年でこの債権管理業務を収束させることは困難であり、納付交渉の必要性が減少するまでの間、本運用を継続させていただきたい。

【参考：平成29__30年度の超過勤務時間実績】

	債務者に対する 訪問・説明業務		左記以外		合計	
	H29	H30	H29	H30	H29	H30
課長代理	45	12	79	10	124	22
担当係長	47	25	233	142	280	167
合計	92	37	312	152	404	189

2 導入対象職員

地域福祉課奨学金債権管理担当（教育委員会事務局兼務）で従事する職員

〔現在在席する職員〕

課長代理：1名

担当係長：1名

3 導入時間

- ① 11:30－20:00（休憩 17:30－18:15）（57-晩A）
- ② 12:30－21:00（休憩 17:30－18:15）（57-晩D）

4 導入方法

- ① 時差勤務の申請は、原則、1日単位とし交渉日の1週間前までに申請する
- ② 夕刻の時間外に面接、協議等の予定があり、かつ午前の業務が無い場合

5 申請・システムの入力

申請者が申請簿により事前に申請し、勤怠管理者が確認のうえ、勤務情報システム管理者が勤務システムの勤務区分の変更を入力する。

6 導入時期

令和元年9月中（協議が整い次第）

7 その他

大学奨学金返還金の債権回収事務の類似事務として、高等学校等奨学金の債権回収事務があり、当該事務は教育委員会事務局学事課が所管している。

両事務はともに奨学金の債権回収に関するものであり、債務者も同一人物であることも多いことから、一体的に処理することが効率的であり、両事務に従事する課長代理・担当係長・係員は教育委員会事務局と福祉局の兼務となっている。

今回の勤務時間の割振り変更については、教育委員会事務局においても提案されており、既に労働組合との協議を行い、平成31年5月29日に合意に至っている。